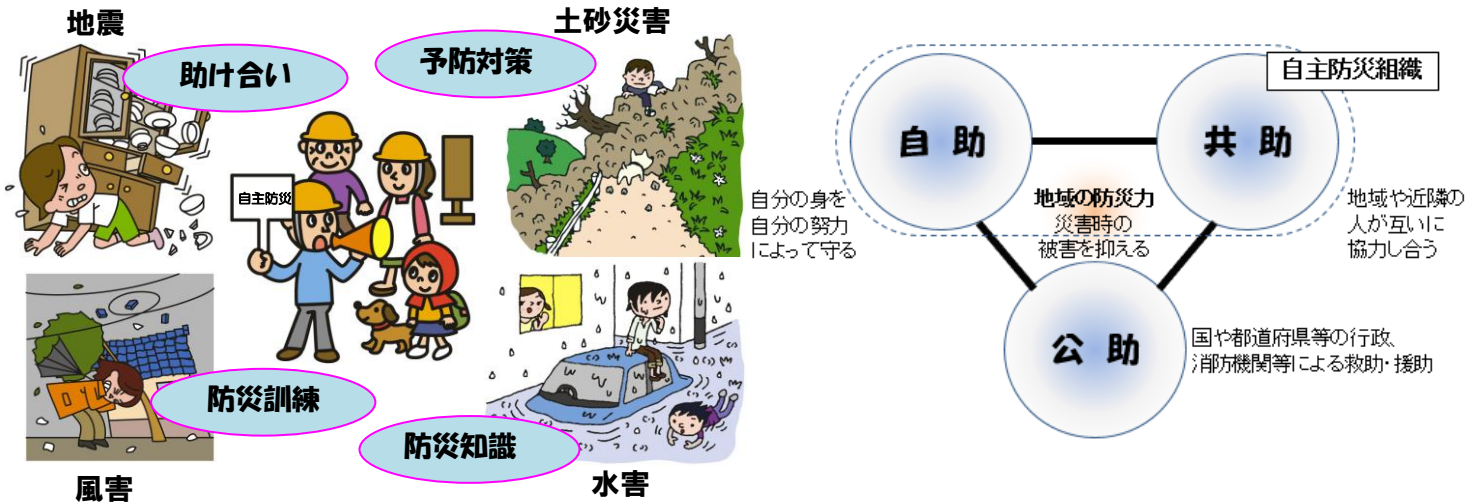




自主防災組織を結成しましょう！！



災害が発生したとき、普段から生活環境を共有している地域住民同士が相互に協力し合う「共助」が被害軽減のために重要となります。自主防災組織は、平常時は災害に備えるための活動を行い、災害発生時には人命を守り、被害の拡大を防ぐための組織です。



◇自主防災組織はなぜ必要なのでしょう

大地震のような大規模な災害時には、交通網の寸断、通信手段の混乱などで、消防や警察などがすぐに現場に向かうことはできません。そのような事態に備え、**地域住民が連携して地域の被害を最小限に抑えること**が自主防災組織の目的です。自分達の地域を災害から守るため、災害についての知識習得や、避難所（場所）の把握など、普段からの取り組みが大きな効果へとつながります。そのためにも、自主防災組織を結成し、災害に備えましょう。

◇自主防災組織への助成

市では、自主防災組織の活動を支援するため、次の助成を実施しています。

1. 設置助成

自主防災組織を結成した場合、加入世帯数に応じ、下表のとおり助成金を交付します。

加入世帯数	金額
49世帯以下	50,000円
50～299世帯	80,000円
300～999世帯	100,000円
1,000世帯以上	120,000円



2. 活動助成

自主防災組織が、防火防災訓練を行うために要する費用の助成として、下表のとおり、基礎額と参加人数に応じて交付する参加増額を合わせた額を交付します。ただし、助成金の交付は、1年度当り1回に限りです。

区分	金額
基礎額	1 自主防災組織につき10,000円
参加増額	参加人数に500円を乗じた額 (ただし、当該自主防災組織の加入世帯数に500円を乗じた額を限度とします)



3. 資機材購入助成

自主防災組織が防災活動に必要な助成対象資機材を購入するために要する費用の一部を助成します。上限は次に掲げる額の合計額です。

ア 組織割 1 自主防災組織につき100,000円

イ 世帯割 当該自主防災組織の加入世帯数に500円を乗じた額

※同一の助成金交付対象期間（5年毎）に限り、上限額から交付額を控除した額を翌年度以降に繰り越すことができます。



令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。

警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。

これからは、

警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる

高齢者や障害のある人は、

警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

問い合わせ先  
いすみ市危機管理課  
TEL:0470-62-2000